

特別養護老人ホーム 運 営 規 程

第 1 章 施設の目的及び運営の方針

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人 よい子の広場福祉会が運営する特別養護老人ホーム 書写ひまわりホーム（以下「施設」という。）が行う指定介護福祉施設サービス（以下「サービス」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の管理者や職員が、要介護状態にある高齢者に対し、適切なサービスを提供することを目的とする。

(運営方針)

第 2 条 当施設は、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭において、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自立的な日常生活を営むことを支援する。

2 当施設は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス業者、他の介護保険施設、その他の保険医療サービス、又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(施設の名称等)

第 3 条 施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称	特別養護老人ホーム 書写ひまわりホーム
所在地	姫路市書写 634 番地 198

第 2 章 職員の職種、員数、及び職務内容

(職員の職種、員数及び職務内容)

第 4 条 施設に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- | | | |
|---|--|----------|
| 1 | 施設長（管理者） | 1 人 |
| | 常勤にて専ら施設の職務に従事し、施設職員の管理、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う。また、職員に必要な指揮命令を行う。 | |
| 2 | 医師 | 1 人（非常勤） |
| | 入居者に対して、健康管理及び療養上の指導を行う。 | |
| 3 | 生活相談員 | 1 人以上 |
| | 入居者の生活相談、処遇の企画や実施等を行う。 | |
| 4 | 介護職員 | 24 人以上 |
| | 入居者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。 | |
| 5 | 看護職員 | 3 人以上 |

入居者の保健衛生、並びに看護業務を行う。

6 (管理) 栄養士 1人以上

食事の献立作業、栄養計算、入居者に対する栄養指導等を行う。

7 機能訓練指導員 1人

日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその機能の減退を防止するための訓練を行う。

8 介護支援専門員 1人以上

施設サービス計画の作成等を行う。

9 事務職員 3人以上

必要な事務を行う。

10 調理員 4人以上

食事作成に必要な調理業務を行う。

第3章 入居定員

(入居定員)

第5条 施設の入居定員は、80人とする。

第4章 ユニットの数及びユニットごとの入居定員

(ユニットの数及びユニットごとの入居定員)

第6条 ユニットの数は8ユニットとする。各ユニット定員は10人とする。

(定員の厳守)

第7条 ユニットごとの入居定員及び居室定員をこえて入居させない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合については、この限りではない。

第5章 入居者に対するサービスの内容及び利用料その他の費用の額

(内容及び手続きの説明及び同意)

第8条 施設はサービスの提供の開始に際して、入居申込者またはその家族に対して、運営規程の概要、職員の勤務体制、その他のサービスの選択に資する重要事項を記した文章を交付して説明を行い、同意を得る。

重要事項の変更は、文書で説明し文書にて同意を得る。

(入退所)

第9条 身体又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、サービスを提供する。

2 正当な理由なくサービスの提供を拒否しない。

3 入居申込者が入院治療を必要とする場合や、入居申込者に対して適切な便宜を供与することが困難な場合には、適切な医療機関や介護老人保健施設を紹介する等の措置を速やかに講じる。

4 入居申込者の数が入居定員から入居者の数を差し引いた数を超過している場合には、介護の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、入居の必要性が高いと認めら

れる入居申込者を優先的に入居させるよう努める。

- 5 入居申込者の入居に際しては、入居者に係る居宅介護支援を行う者に対する照会等により、入居者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努める。
- 6 入居者について、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、入居者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて、定期的に検討する。
- 7 前項の検討に当たっては、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等職員の間で協議する。
- 8 入居者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入居者に対して、本人及びその家族の希望、退居後に置かれることとなる環境等を勘案し、円滑な退居のために必要な援助を行う。
- 9 入居者の退居に際して、居宅介護支援事業者に対する情報の提供や、保健・医療・福祉サービスの提供者との密接な連携に努める。

(要介護認定の申請に係る援助)

第10条 入居の際に要介護認定を受けていない入居申込者について、要介護認定の申請が既に行なわれているか否かを確認する。申請が行われていない場合は、入居申込者の意思を踏まえ、速やかに申請が行えるよう援助する。

- 2 要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入居者が受けている要介護認定有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行う。

(施設サービスの計画の作成)

第11条 施設長は、介護支援専門員に、施設サービス計画の作成に関する業務を担当させる。

- 2 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という。）は、施設サービス計画の作成に当たっては、入居者の日常生活全般を支援する観点から、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて、施設サービス計画上に位置付けるよう努める。
- 3 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入居者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入居者が現に抱える問題点を明らかにし、入居者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握する。
- 4 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、入居者及びその家族に面接して行う。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入居者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得る。

- 5 計画担当介護支援専門員は、入居者の希望及び入居者についてのアセスメントの結果に基づき、入居者の家族の希望を勘案して、入居者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、サービスの目標及び達成時期、サービスの内容、サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成する。
- 6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（入居者に対するサービスの提供に当たる他の担当者を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。
- 7 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案の内容について、入居者又はその家族に対して説明し、文書により入居者の同意を得る。
- 8 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画を作成した際には、当該施設サービス計画を入居者に交付する。
- 9 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後、施設サービスの実施状況の把握（入居者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行う。
- 10 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、入居者及びその家族、並びに担当者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行う。
 - （1）定期的に入居者に面接すること
 - （2）定期的にモニタリングの結果を記録すること
- 11 計画担当介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会により、施設サービス計画の変更の必要性について、担当者より専門的な見地からの意見を求めるものとする。
 - （1）入居者が法第28条第2項に規定する要介護更新認定を受けた場合
 - （2）入居者が法第29条第1項に規定する要介護状態区分の認定を受けた場合
- 12 第2項から第8項までの規定は、第9項に規定する施設サービス計画の変更について準用する。

（サービスの取り扱い方針）

第12条 入居者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生

活習慣に沿って自立的な日常生活を営むことができるようにするため、施設サービス計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとして行う。

- 2 各ユニットにおいて、入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行う。
- 3 入居者のプライバシー確保に配慮して行う。

- 4 入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、入居者の心身の状況を常に把握しながら、適切に行う。
- 5 サービスの提供に当たって、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- 6 サービスの提供に当たっては、入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため、緊急、やむを得ない場合を除き、身体的拘束、その他の入居者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わない。
- 7 前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況、並びに緊急やむを得ない理由を記録する。
- 8 自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図るよう努める。

（介護）

- 第13条 各ユニットにおいて、入居者が相互に社会的関係を築き、自立的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行う。
- 2 入居者の日常生活における家事を、入居者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援する。
 - 3 入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供する。但し、やむを得ない場合には、清拭を行うことをもって入浴の機会に代えることができる。
 - 4 入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な支援を行う。
 - 5 おむつを使用せざるを得ない入居者については、排泄の自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替える。
 - 6 前各項に規定するものの他、入居者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援する。
 - 7 常時1人以上の常勤職員を介護に従事させる。
 - 8 入居者の負担により、施設の職員以外の者による介護を受けさせない。
 - 9 入居者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、入居者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行う。

（食事の提供）

- 第14条 栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供する。
- 2 入居者の心身の状態に応じて、栄養管理を計画的に行い、適切な方法により食事の自立について必要な支援を行う。
 - 3 入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者が

その心身の状況に応じて、できる限り自立して食事を摂ることができるよう、必要な時間を確保する。

食事の時間はおおむね次の時間とする。

朝食 午前 8時～

昼食 正午12時～

夕食 午後 6時～（身体状況・希望により5時～）

- 4 入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入居者が共同生活室で食事を摂ることを支援する。

（相談及び援助）

第15条 常に入居者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者またはその家族に対して、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

（社会生活上の便宜の供与等）

第16条 入居者の嗜好に応じた趣味、教養または娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自立的に行うこれらの活動を支援する。

- 2 入居者が日常生活を営む上で必要な行政機関等に対する手続きについて、入居者又はその家族が行うことが困難である場合は、その同意を得て代行する。
- 3 常に入居者の家族との連携を図り、入居者と家族の交流等の機会を確保する。
- 4 入居者の外出の機会を確保する。

（機能訓練）

第17条 入居者の心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、またその減退を防止するための訓練を行う。

（健康管理）

第18条 施設の医師または看護職員は、常に入居者の健康状態に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとる。

- 2 施設の医師は、健康手帳を所有している入居者については、健康手帳に必要事項を記載する。

（入居者の入院期間中の取り扱い）

第19条 入居者が医療機関に入院する必要が生じた時、入院後おおむね3ヶ月以内の退院が明らかに見込まれる場合には、本人及び家族の希望等を勘案して必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び施設に円滑に入居できるようにする。

（利用料等の受領）

第20条 法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した際には、入居者から利用料の一部として、当該サービスについて厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額から当該施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た

額の支払を受けるものとする。

2 法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合に入居者から支払を受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにする。

3 前2項のほか、次に掲げる費用を徴収する。

(1) ユニットの提供を行うことに伴い必要となる費用（以下「居住費」という。）

(2) 食費

(3) 入居者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

(4) 入居者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

(5) 理美容代

(6) 前3号に掲げるもののほか、サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要とされるものに係る費用であって、その入居者に負担させることが適当と認められるもの。

(7) 施設は、前各号に掲げる費用の額に係るサービス提供に当たっては、あらかじめ利用者又は家族に対し、該当サービス内容及び費用について説明を行い、入居者及び家族の同意を得るものとする。

4 前各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供にあたっては、入居者またはその家族に対して、サービスの内容・費用について説明し、入居者の同意を得る。

(サービス料金について)

第21条 指定介護福祉施設サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各入居者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準」（平成12年2月10日厚生労働省告示第21号）によるものとする。

2 施設は、前項の支払いを受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払いを受けることができるものとする。

(1) 食事の提供に要する費用 朝300円 昼600円
おやつ100円 夕600円

(2) 居住に要する費用 2,783円/日

(3) 特別な食事の提供に要する費用 実費

(4) 理美容代 1,600円/回

(5) 前各号に掲げるもののほか、指定介護福祉施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、入居者に負担させることが適当と認められるものについては実費を徴収する。

3 前項(1)及び(2)については、介護保険負担限度額認定証の交付を受けた

者にあたっては、当該認定証に記載された負担限度額を徴収する。

- 4 指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際し、あらかじめ入居者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。
- 5 法定代理受領サービスに該当しない指定介護福祉施設サービスに係る費用の支払いを受けた場合は、その提供した指定介護福祉施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入居者に交付するものとする。
- 6 社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額減免措置事業の減免対象となる入居者については、市町村が交付する確認書の内容に基づき、居住費の減免を行う。

（居住費の額の変更）

第22条 見積当時に想定していなかった事情により新たな費用が発生した時は、当該費用を基礎として、居住費の額を変更する。

- 2 変更を行う3ヶ月前までに、入居者またはその家族に対して、その変更後の額及びその根拠について説明し、入居者の同意を得る。

（保険給付の請求のための証明書の交付）

第23条 法定代理受領サービスに該当しないサービスに係る費用の支払いを受けた場合には、その提供したサービスの内容、費用の額その他必要事項を記載したサービス提供証明書を入居者に交付する。

第6章 施設利用にあたっての留意事項

（日課の励行）

第24条 入居者は、施設長や医師、看護職員、介護職員、生活相談員、機能訓練指導員などの指導による日課を励行し、共同生活と秩序を保ち、相互の親睦を図る。

（外出及び外泊）

第25条 入居者が外出、外泊を希望する場合には、所定の手続きにより施設長に届け出る。

（健康保持）

第26条 入居者は健康に留意するものとし、施設で行う健康診断等は、特別な理由がない限り受診する。

（衛生管理等）

第27条 施設は、入居者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適切に行うこととする。

- 2 施設は、当該施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 施設において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

(禁止行為)

第28条 入居者は施設内で次の行為をしてはならない。

- 1 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- 2 喧嘩、口論、泥酔などで他の入居者等に迷惑を及ぼすこと。
- 3 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- 4 指定した場所以外で火気を用いること。
- 5 故意に施設もしくは物品に損害を与える、又はこれを持ち出すこと。

第7章 非常災害対策

(非常災害対策)

第29条 施設は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処する計画を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

- 2 施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。
- 3 施設は、感染症や非常災害の発生時においても、入居者が継続してサービスの提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、必要な研修及び訓練を実施するものとする。

第8章 その他施設の運営に関する重要事項

(受給資格等の確認)

第30条 サービスの提供を求められた場合は、その被保険者証によって被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめる。

- 2 前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されている場合には、当該意見に配慮してサービスを提供する。

(サービスの提供の記録)

第31条 入居に際しては入居の年月日並びに入居している介護保険施設の種類及び名称を、退居に際しては退居の年月日を、当該者の被保険者証に記載する。

2 サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録する。

(入居に関する市町村への通知)

第32条 入居者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく意見を付してその旨を市町村に通知する。

- 1 正当な理由なしにサービス利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を悪化させたと認められるとき。
- 2 偽りその他の不正行為によって保険給付を受け、または受けようとしているとき。

(勤務体制の確保等)

第33条 入居者に対して適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務体制を定める。

- 2 職員の勤務体制を定めるに当たり、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する。
- 3 施設の職員によってサービスを提供する。ただし、入居者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。
- 4 従業者の資質向上のための研修の機会を次のとおり設ける。

(1) 採用時研修 採用後6ヶ月以内

(2) 継続研修 年1回

(衛生管理等)

第34条 入居者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じると共に、医薬品及び医療機器の管理を適正に行う。

- 2 感染症の発生、蔓延を防ぐために必要な措置を講じる。

(協力病院等)

第35条 入院治療を必要とする入居者のために協力病院を定める。

- 2 協力歯科医療機関を定める。

(掲示)

第36条 施設内の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用料、その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示する。

(秘密保持)

第37条 職員は、正当な理由なく、業務上知り得た入居者またはその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 退職者等は、正当な理由なく、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。又、施設は、退職者等が秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じる。

- 3 居宅介護支援事業者等に対して、入居者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入居者の同意を得る。

(虐待等の禁止)

第38条 施設は、入居者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 施設は、サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者（入居者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第39条 居宅介護支援事業者又はその従事者に対して、要介護被保険者に施設を紹介することの代償として、金品その他の財産上の利益の供与はしない。

2 居宅介護支援事業者又はその従事者から、施設からの退居者を紹介することの代償として、金品その他の財産上の利益を収受しない。

(苦情処理)

第40条 入居者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口を設置するなど、必要な措置を講じる。

- 2 前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。
- 3 提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出・提示の求め、又は市町村からの質問・照会に応じ、入居者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力する。市町村からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行う。
- 4 市町村からの求めがあった場合には、前項の改善内容を市町村に報告する。
- 5 提供するサービスに関する入居者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会の調査に協力すると共に、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行う。
- 6 国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善内容を国民健康保険団体連合会に報告する。

(地域との連携)

第41条 施設の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等、地域との交流に努める。

2 施設の運営に当たっては、提供するサービスに関する入居者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業、市町村が実施するその他の事業に協力するよう努める。

(事故発生時の対応)

第42条 施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

(1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生防止のための指針を整備する。

(2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備する。

(3) 事故発生防止のための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)及び従業者に対する研修を定期的に行う。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置。

2 施設は、入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに、市町村、入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じることとする。

3 施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。

4 施設は、入居者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(身体拘束)

第43条 施設は、入居者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行わない。

ただし、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等記録の整備や適正な手続きにより身体等の拘束を行う。

2 施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(会計区分)

第44条 サービスの事業会計を、その他の事業会計と区分する。

(その他運営に関する留意事項)

第45条 施設は、適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場

において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

2 従事者、設備及び会計に関する諸記録を整備する。

3 入居者に対するサービス提供の諸記録を整備し、その完結の日から5年間保持する。

(法令との関係)

第46条 この規定に定めないことは、老人福祉法、及び介護保険法の法令に定めるところによる。

附則

この規程は、平成17年 5月1日から施行する。
この規程は、平成18年 4月1日から施行する。
この規程は、平成21年 4月1日から施行する。
この規程は、平成24年 4月1日から施行する。
この規程は、平成24年 7月1日から施行する。
この規程は、平成25年 4月1日から施行する。
この規程は、平成26年 4月1日から施行する。
この規程は、平成27年 4月1日から施行する。
この規程は、平成28年 4月1日から施行する。
この規程は、平成29年 4月1日から施行する。
この規程は、平成30年 4月1日から施行する。
この規程は、平成31年 4月1日から施行する。
この規程は、令和 1年10月1日から施行する。
この規程は、令和 3年10月1日から施行する。
この規程は、令和 6年 4月1日から施行する。